

【論 説】

ドイツ統治下の膠州湾租借地における支配秩序

——総督府参事会の再編問題を中心に

千葉大学公共研究センター フェロー
浅田 進史

はじめに

1897年11月14日、ドイツ東アジア巡洋艦隊は、中国山東半島東南岸に位置する膠州湾を占領した。そして、1898年3月6日にドイツ・清間で膠州湾租借条約が締結されたことにより膠州湾租借地が設置され、それ以降第一次世界大戦の勃発をきっかけとして日英連合軍によって攻略されるまで、同地はドイツの統治下に置かれた。その膠州湾租借地の行政機関が膠州領総督府（Gouvernement Kiaotschou）である。1898年4月27日にドイツ皇帝ヴィルヘルム2世は、膠州湾租借地を他のドイツ植民地と同等の法的地位に置くことを宣言し、これに基づいて他の植民地と同様に総督を頂点とする行政機構が創設された。膠州領総督府は、外務省の管轄にあった他のドイツ植民地と異なり、海軍省の下に置かれたが、本国の海軍省も総督府も膠州湾租借地をドイツ植民地と認識しており、そのような認識の下で同地を統治していた¹。本稿は、膠州領総督府がどのような支配秩序を構築しようとしていたのかについて、総督府の下に設置された総督府参事会（Gouvernementsrat）の再編問題から考

¹ 膠州湾占領および租借条約締結までの経緯については、浅田（2008）を参照。膠州領総督府は膠州湾租借地をドイツ植民地と認識していたが、清朝官僚は同地をあくまで「貸与した土地」であり、中国領と認識していた。ちなみに、ドイツ海軍省の管轄下に置かれた理由は、ドイツ本国で艦隊増強を推進していた海軍省長官ティルピッツが、膠州湾租借地を海軍への肯定的な世論を喚起するための宣伝材料とすることを望んでいたからである。

察するものである²。

膠州湾租借地におけるドイツ統治に関しては、クラウス・ミュールハーンがその大著のなかで、ハナ・アーレントの帝国主義論を援用しながら、それを「全体主義的官僚制」と「人種イデオロギー」の2つの概念によって、次のように特徴づけている³。まず「全体主義的官僚制」の支配におかれた個々人は、社会システムの歯車として振舞うように規律化され、またそのために社会を管理する行政機関・土地政策・建築様式・社会組織などが創出される。加えて、「人種イデオロギー」によって、その社会の支配者と被支配者の差別化を生み出す支配秩序が形成された、というものである。ミュールハーン以前の先行研究では、膠州湾租借地におけるドイツ統治が現地の「近代化」ないし資本主義的發展を促したか、あるいはそれを阻害するものであったかに議論の焦点があてられていたが、彼の研究は、近代化イデオロギーそのものを批判したうえで、植民地社会の秩序形成を論じる視点を提示するものであった⁴。同様に、膠州湾租借地の統治秩序を論じたトールルフ・クラインは、ミュールハーンの主張を批判的に継承し、中国系住民の居住規制の緩和などの事例を挙げて、「人種イ

² Gouvernementsrat は、1900年から1905年まで外務省植民地局長の地位にあったシュテューベル (Oskar Stübel) によって、1903年12月24日の帝国宰相令によって導入されたものである。カーリン・ハウゼンによれば、その意図は、中央から植民地行政へのより集中的な管理と連絡によって総督の恣意的な支配を抑制し、同時に植民地行政の分権化を促すことにあった。そのモデルは、英仏植民地での事例とプロイセンの地方行政にあったという (Hausen 1970: 29, 240)。一般に Rat は「評議会」と訳されるが、本稿では、行論に示されるように膠州湾租借地の場合、「自治」がキーワードとなっており、市参事会をモデルとしていたと思われるので「総督府参事会」と訳語を統一した。ちなみに、シュテューベルは膠州湾占領時に上海総領事の職にあり、占領直後にシュラマイヤー (Wilhelm Schrameier) とともに同湾に派遣され、植民地支配の制度設計に携わった。この膠州湾租借地の総督府参事会が他の植民地への導入のモデルとなった可能性があるが、詳細は今後の課題としたい。

³ Mühlhahn (2000: 185-187)。20世紀ヨーロッパにおける独裁体制の前段階として帝国主義を位置づけたハナ・アーレントの議論については、Arendt (2001)。ミュールハーンは、帝国主義理論のなかでアーレントの議論が重要視されてこなかった理由として、彼女の全体主義の概念がナチ体制とスターリン体制をともに関連づけられうるからであったと指摘し、それにもかかわらずアーレントの帝国主義論がジェノサイドと現代独裁制の権力技術を準備したことを明示している点を評価している。

デオロギー」を固定的に捉えるのではなく、その現実の動態に目を向けるべきことを指摘している (Klein 2004)。

これらの先行研究は、植民地社会の日常的な秩序のあり方を論じたものであるが、植民地統治者が支配の対象であった中国系住民を、その支配体制のなかでどのように位置づけようとしたのか、そしてまたその位置づけはドイツ統治を通じてどのように変容したのか、そしてその変容は総督府が構想した支配秩序にとってどのような意味をもっていたのか、といった問題について十分に論じてはいない。実際にドイツ統治下の膠州湾租借地経済は、中国系住民なしには成り立たないものであり、とくに租借地経済にとっての中国系商人層の重要性について膠州領総督府も時が経つにつれてそれを十分に認識せざるを得なかった⁵。ここで問うべきは、支配・被支配関係が現実の社会の営みと合致しえない状況にもかかわらず、植民地体制を維持するためにどのような支配秩序が構想され、実際に用いられたのかということである。

本稿が論じる総督府参事会は、総督の諮問機関であると同時に、本国行政に対する「自治」を体现する機関として設置されたものである。帝国議会に提出された行政報告書では、現地の実情に合わせた本国行政からの総督府の「可能なかぎり広範な自立性」が謳われていた。そして、民政部・軍政部の各部署の長およびドイツ国籍をもつ「市民」代表が議席をもつ総督の諮問機関としての総督府参事会が、租借地の「自治」を担うべき組織として位置づけられていた⁶。実際には、海軍省は膠州領総督府に対して毎月大部の報告書の提出を義務づけていたし、また総督が発布する条令はすべて海軍省長官の事後承認を必

⁴ 中国地方官僚の対ドイツ政策に高い評価を与える一方で、山東経済の近代化へのドイツ政策の貢献を強調した代表的な研究として、Schrecker (1971)、またドイツ統治が都市部青島の工業化の基盤を形成した点を強調する研究として、樂玉璽 (2003)。逆に、ドイツ統治による搾取を強調した代表的な研究として、王守中 (1988)。ミュールハーンの近代化イデオロギー自体への批判については、Leutner/Mühlhahn (1994) を参照。

⁵ ドイツ統治期の膠州湾租借地経済については、浅田 (2005b) および同 (2006) を参照。

⁶ Denkschrift (1898/1899), in *SBVR*, Bd. 175, Berlin 1900, S. 2830.

要としていたので、租借地行政は同省の強い監督下に置かれていた (Mühlhahn 2000: 205-207)。しかし、それだからこそ上述の総督府の「自立性」の強調は興味深い。膠州湾租借地は、「模範的植民地」として海軍省長官テイルピッツが推進する艦隊政策に対する肯定的な世論を生み出す宣伝材料として貢献することが期待されていた。したがって、帝国議会に提出された行政報告書で強調された「自治」は、当初は植民地支配の現実というよりも、むしろ象徴的な意味合いが強かったと思われる。しかしながら、そのような総督府参事会は、1906年前後から租借地在住のドイツ系住民によって改革を要求されることになった。そして、その再編問題は不可避に支配秩序における中国系住民の社会的地位づけをも問い直すことになるのである。この総督府参事会の改革・再編過程を分析することによって、膠州湾租借地におけるドイツ支配秩序の構想およびその変遷を理解することができるだろう。

本稿の第1章では、まず租借地在住のドイツ系住民による総督府参事会改革論を検討する。この改革をめぐる議論を通じて、当初の総督府主導の「自治」に対して、彼らがどのような論理をもって総督府に対して自らの政治的権利を拡大しようとしたのかが理解されるだろう。さらに、総督府とドイツ系住民との間の議論は、中国系住民の政治参加問題も喚起することになる。第2章では、この植民地支配の核心ともいえるべき問題が総督府参事会でどのように議論されたかについて分析する。そこでは、租借地在住の中国商人層が政治的権利を獲得するために自ら組織したボイコット運動が取上げられる。ボイコット運動のきっかけは、総督府が歳入増を企図して、埠頭行政改革を行ったことによるが、このボイコット運動とその後の総督府参事会再編が支配秩序にとってどのような意味をもったかについて考察する。最後に、総督府参事会の再編が膠州湾租借地の社会全体にとってどのような意味をもったかを検討する。

本稿の主たる史料は、総督府官報に掲載された総督府参事会の議事録である⁷。総督府参事会の議事録は、すべて公表されていた訳ではなく、総督府の提案に対して参事会で異論を伴う集中的な議論が行われた場合にのみ公表され

た。したがって、ここではすべての質疑内容を分析することはできないが、しかし総督府参事会の再編問題をめぐる論点を再構成することは可能である。さらに、当時、膠州湾租借地で発行されていた『青島新報』にも、ドイツ系住民代表の見解や中国商人層の代表機関である中華商務公局などの請願書が掲載されている⁸。本稿はこの二つの史料を対照させながら、総督府参事会の再編とその意味を考察していく。

1. 植民地自治論と総督府参事会改革

(1) ドイツ系住民の「自弁自治」論と政治的権利の拡大要求

膠州領総督府は、当初より統治方針として「本国当局に対する総督府の最大限の自立性」と経済活動に対する行政介入の「最大限の自制」、さらに「保護領の発展にしたがって自治の拡大に顧慮して国家行政が縮小」することを掲げていた⁹。ここでは、二通りの「自治」のあり方を見てとることができるだろう。すなわち、一つは本国行政からの「自治」であり、もう一つは植民地社会における「自治」の拡大である。総督府だけでなく、租借地在住のドイツ系住民にとってもこの二通りの「自治」はきわめて重要な問題であった。まず、前者の本国行政からの「自治」について、ドイツ系住民がどのような議論を展開したのかについて検討しよう。

1904年および1905年にドイツ領西南アフリカとドイツ領東アフリカで勃発したアフリカ系の現地住民によるドイツ植民地支配への抵抗は、ドイツ本国で植民地政策路線の再考を強いることになった。このいわゆる「植民地危機」は、1906年の帝国議会解散と翌年の選挙の主たる争点となった¹⁰。この時期

⁷ *Amtsblatt für das Schutzgebiet Kiautschou* は1900年から1914年まで青島で発行。

⁸ *Tsingtauer Neueste Nachrichten* は、1904年から1914年まで青島で発行された民間発行のドイツ語新聞。占領直後に最も早く創刊した新聞 *Deutsch-Asiatische Warte* が廃刊した年に刊行され、同紙の代わりにドイツ系住民向けの中心的なメディアとなった。

⁹ *Denkschrift* (1898), in *SBVR*, Bd. 172, Berlin 1899, S. 560.

にいたっても、ドイツ帝国議会では、膠州湾租借地における海軍省主導の植民地支配は、アフリカでのドイツ植民地行政と比較して、成功例として称揚されていた (Schrecker 1971: 217-218)。しかし、1907年に入ると、膠州湾租借地の統治も批判の対象になってくる。その批判の中心は、膠州領総督府への多額の国庫補助金であった。1907年4月15日付の「ケルン人民新聞 (Kölnische Volkszeitung)」の社説は、毎年の国庫補助金による租借地への投資に比べ、ドイツの対中国貿易額に目立った変化が現われていないこと、またドイツ工業製品が中国で普及していないことを指摘したうえで、「膠州湾を日本に再租借させるか、あるいは中国に返還する」という提案を真剣に問わなければならないと結んでいた¹¹。また、同年、当時ドイツの教養層に広く読まれた『プロイセン年報 (Preußische Jahrbücher)』に掲載された論説でも、膠州湾租借地を放棄して、上海のような共同租界にすべきと主張されていた (Menge 1908: 298-299)。さらに、翌年には帝国議会においても、中央党のエルトツベルガー (Matthias Erzberger) が政府に国庫補助金の額の高さからその統治継続の必要性を問いただしていた (Schrecker 1971: 219-220、表1参照)。

このような本国からの批判に対して、租借地在住のドイツ系住民は「自弁自治 (Selbsterhaltung, Selbstverwaltung)」の論理を展開した。本国での批判が本格化する以前に、1905年末に膠海関の関税規定が新たに改訂されたが、これは自由港の事実上の撤廃の見返りとして、膠海関が膠州領総督府にその関税収入の20%を支払うことを定めていた¹²。これによって、租借地在住のドイツ系住民は、租借地の「自治」を獲得する財政基盤が創出できると考えていた。1906年8月31日付の『青島新報 (Tsingtauer Neueste Nachrichten)』

¹⁰ ドイツ領西南アフリカおよびドイツ領東アフリカでの植民地戦争を契機としたドイツ本国における植民地政策路線に関する議論については、Reinhard (1978) および Schulte-Althoff (1982) を参照。その植民地における意味については永原 (1981) および同 (2005) を参照。

¹¹ Die Kosten der ostasiatischen Politik, in *Kölnische Volkszeitung*, 15. April 1907. 同社説の切り抜きはドイツ北京公使館に送られている。BArch, R 9208/1244, Bl. 39-40.

表1 膠州領總督府財政変遷 (1898 - 1914 年)

年度	総予算額	国庫補助金	総督府収入
1898		5,000,000	
1899/1900		8,500,000	
1900/1901	9,993,000	9,780,000	213,000
1901/1902	11,050,000	10,750,000	300,000
1902/1903	12,404,000	12,044,000	360,000
1903/1904	12,808,142	12,353,142	455,000
1904/1905	13,088,300	12,583,000	505,000
1905/1906	15,296,000	14,660,000	636,000
1906/1907	14,198,000	13,150,000	1,048,000
1907/1908	13,278,200	11,735,500	1,542,700
1908/1909	11,465,753	9,739,953	1,725,800
1909/1910	12,165,602	8,545,005	3,620,597
1910/1911	12,715,884	8,131,016	4,584,868
1911/1912	13,538,610	7,703,940	5,834,670
1912/1913	14,639,725	8,297,565	6,342,160
1913/1914	16,787,524	9,507,780	7,279,744

出典：Leutner (1997: 239-240)

* 単位はライヒスマルク

表2 膠州領總督府歳出表 (1900 - 1913 年)

	軍事費	民政費	軍民共同費	臨時費	官営事業費	恩給基金
1900年	1,864	784	1,326	5,925		
1901年	2,257	723	1,404	6,575		
1902年	2,369	799	1,791	7,375		
1903年	2,435	907	1,936	7,470		
1904年	2,403	984	1,974	7,697		
1905年	2,712	1,102	2,193	9,257		
1906年	3,207	1,182	2,377	7,375		
1907年	3,339	1,247	2,426	6,230		
1908年	3,411	1,370	2,614	4,037		
1909年	3,556	1,301	2,769	2,661	1,802	75
1910年	6,517	1,775	-	1,775	2,532	115
1911年	4,010	1,263	3,787	2,075	2,854	148
1912年	4,040	1,309	3,956	2,033	3,935	163
1913年	4,917	1,366	3,897	1,853	4,554	200

出典：趙琪修、袁榮搜纂『膠澳志』成文出版社、1968年〔1928年鉛本の影印〕、1262～1263頁。

* 単位は1000ライヒスマルク

に「現地行政の新法令」と題した社説が掲載された。そこでは、この関税収入の20%が総督府収入に加わることによって、軍事費を除外すれば、植民地は「自弁」可能になると主張されている。その内訳としては、まず支出にあたる1906/07年度の民政費は、106万6628マルクであり、軍民共同費のうち、民政費用分は18万マルクにすぎず、あわせて125万マルクとなる。次に収入としては、これまでの収入額に40万マルクと算出された関税収入20%分を加えると121万8000マルクとなり、3万2000マルクのマイナスとなるが、ほぼ自弁可能な範囲であると説明されていた¹³。ちなみに、膠州湾租借地の歳出表(表2)と膠州湾租借地財政変遷表(表1)を対照させると、1908年以降、総督府収入は民政費を上回っていた。この「自弁」の論理によって、租借地在住のドイツ系住民は本国の批判に対して「自治」を主張するようになった¹⁴。

二つめの植民地社会における「自治」の拡大については、租借地の「自治」を体現する機関である総督府参事会がドイツ系住民の関心の焦点となった。総督府参事会は、最終決定権を保持した総督および総督府官僚とドイツ国籍の市民層から構成された諮問機関である。総督府官僚については定数が存在せず、各部局長が出席することとされ、ドイツ系住民代表は、総督が直接任命する代表、(中国系商社以外の)商社代表、土地所有者代表の3名から構成された。このシステムについて、行政報告書は、諮問の際に「責任ある議決の場合に、目的にふさわしい統一¹的²な³意⁴志⁵」にまとまる「合議制 (Kollegialsystem)」の利点が得られると宣伝していた¹⁵。

¹² 膠海関は青島港に設置された中国海関の出先機関。その長である税務司はドイツ人オールマー (Ernst Ohlmer) が就任したが、制度的に中国海関総税務司ハート (Robert Hart) の下にあった。膠州湾租借地における自由港制度の改廃については、浅田 (2005b) を参照。

¹³ Neuordnung der Lokalverwaltung I, in *TNN*, 31. August 1906.

¹⁴ 「自弁自治」の標語が *Tsingtauer Neueste Nachrichten* の社説の表題として取り上げられるようになるのは、1908年5月1日付の記事が初出だが、本文にあるように1906年にはその論理が明示的に現れていた。

¹⁵ Denkschrift (1898/1899), in *SBVR*, Bd. 175, Berlin 1900, S. 2830.

この合議システムのなかで、ドイツ系住民は自らの政治的な権利を強めるためにどのような主張を展開したのか。1906年9月1日付の『青島新報』に掲載された社説「総督府参事会の新秩序」のなかで、ドイツ系住民の要望として次のような総督府参事会改革案が提示された¹⁶。

- (1) 総督府参事会の全ての審議を公開すること。発言がそのまま記録され、発言者の承認を得た議事録はできるかぎり速やかに（およそ3日以内に）公表すること。
- (2) 総督府は5名の官職者と5名の民間代表から構成されること。
- (3) 官職者は、海軍幕僚長、ドイツ事務担当官、中華事務担当官、主計監、建設局長から構成されること。
- (4) 5名のドイツ系住民代表者は、総督が任命する代表者、商業会議所の代表者、商社登記簿に登録している中国系以外の商社の選挙による代表者、最低50マルクの納税義務を有する中国系および中国系以外の土地所有者の選挙による代表者、そして最後に官吏も含めてドイツの選挙法にしたがった全住民選挙による代表者から構成されること。
- (5) これらの代表者選挙はすべて秘密投票によるものとし、2年を任期とすること。
- (6) 総督府参事会に提出された全法案に投票ができるようにし、それによって異なる意見を明確にさせること。
- (7) 総督府参事会と個々の代表は、発議権と質疑権が認められること。
- (8) 予算案の作成は、毎年、総督府参事会と協同で行われること。
- (9) 民間が後で関与することが望ましい新規投資については全て総督府参事会で審議されなければならないこと。

¹⁶ Neuordnung des Gouvernementsrates, in *TNN*, 1. September 1906.

この9点の要求のうち、とくに総督府とドイツ系住民代表との間で争点になったのは、最初の2点である。つまり、一つはすべての審議を公開するかどうかという政策決定過程における「公開性」の問題であり、もう一つは総督府参事会の構成を官民同数とするかどうかという点であった。ここでは、住民代表による法案・予算案の議決権を要求しておらず、この社説のなかでは、むしろそうした要求を掲げること自体、現時点での実現可能なものが何かについて無知であるとさえ指摘されていた。議決権はあくまで総督がもっており、総督は例外的にのみ参事会での多数意見に抗することが想定されていた。つまり、住民代表が想定していた政治秩序は、例外状況において総督に政治的判断を委任することを前提としており、改革案の柱は「官僚」対「市民」の間の権力均衡に置かれていた。総督に決定権を委ねること自体は、植民地行政が総督府参事会を設置した当初の支配秩序の枠内にあったと言えよう。

(2) 総督府参事会の再編と中国系住民代表の行政参加問題

上記の提案を受けた膠州領総督府は、1907年3月11日に総督府参事会を開催した。この会議には、膠州領総督トゥルッペル (Oskar von Truppel) のほか、中華事務担当官シュラマイアーをはじめ総督府の官吏が8人、民間代表として2人の商人ゲッケ (Goecke) とアウグステーゼン (Augustesen) が出席した。トゥルッペルは、これまで「自由選択的 (fakultativ)」であった総督府参事会を法的に整備すると説明し、現在3名の住民代表の枠を4名にすること、予算案および全ての条令を参事会で議論すること、住民代表の選挙を秘密選挙にすることを提案した¹⁷。

先述したとおり、とくに争点になったのは、「公開性」の問題と参事会の構成メンバーの比率を「官僚」と「市民」で同じくするかどうかであった。あらかじめ結論から言えば、このどちらも達成されることはなかった。審議の公開

¹⁷ Amtliches Protokoll (11. März 1907), in *Amtsblatt*, 8:14 (1907), S. 71-84. トゥルッペルの提案については、72 - 73 頁を参照。

性については、トゥルッペルは、公開審議のための会場が確保できないこと、そして聴衆による審議の中断が起きないように規則を定める必要があるとし、現時点では困難と説明した。しかしながら、彼は、審議の公開は他のドイツ植民地においても例のないことであるが、香港では同様の機関の審議が公開されているので、将来的に審議を公開させることはありうると述べ、その実現の可能性を示唆していた¹⁸。

これに対して、参事会の構成メンバーを「官僚」と「市民」で同じ議席数とすることについては、トゥルッペルは次のように明確に否定した。「そう、ここでは投票する人数によって効力をもつことが望ましい法人が問題になっているのではない。そうではなく、諮問団体 (eine beratende Korporation) が問題なのであり、それは余の意見では審議の必要に応じて構成されることが望ましいのである」と。つまり、トゥルッペルは、総督府参事会があくまで専門家あるいは特別な利益関係者によって構成されるものであり、総督が必要に応じてその人々から諮問を受ける機関であることを確認したのである。彼によれば、この時点で、そのような代表者として、土地所有者、商社登記簿に記載された事業者、商業会議所の会頭が念頭に置かれており、トゥルッペルは、もし租借地で工業が発達し、営業会議所 (Gewerbekammer) のようなものが設立されれば、その代表者を参事会に迎えることに異論はないと述べている。しかし、ドイツ系住民が要求した租借地全住民の選挙による代表選出については、トゥルッペルは、この「諮問団体」の論理と合致するものではなく、またその問題の重要性から本国の海軍省に問い合わせる必要があり、参事会改正法案の審議そのものが停止することになると述べた¹⁹。

興味深いことに、この論理によって、総督は参事会に中華商務公局の代表を参加させることを提案している。中華商務公局は、1902年4月15日付の条令によって設立され、有力な中国商人層からなる12名の代表によって構成さ

¹⁸ 同上、81 - 82 頁。

¹⁹ 同上、75 頁。

れていた機関である。これは中国商人層の要望によって導入されたものであり、中国系住民に関わる行政の末端を担っていた²⁰。参事会に提示された法案では、「さらに総督は参事会の審議に、審議の対象しだいで必要ないし目的に合致していると思われる場合に限り、官職者として他の複数の保護領官吏、そして非官吏の構成員として中華商務公局より1名を参加させることができる」とあり、その条文の説明に際して、トゥルッペルはとくに「中華商務公局を強調したい」と発言した。彼は、当初、中国系住民の代表は総督府参事会から全く排除されており、そのために中華商務公局を設立したが、現在、総督府参事会において中華商務公局がまったく関与しないことは望ましくないと述べ、中華商務公局からの非常任の代表参加を認めようとした。ドイツ系住民代表は非常任の代表も投票権はもつのかと質問を投げかけたが、総督は投票権を認める趣旨の発言を行っている²¹。

また、中国系住民に関しては、きわめて限定的かつ間接的ながらも、もう一つの政治参加の可能性があった。それは、50ドルの土地税の納入義務を有した中国系住民が土地所有者の代表選出に際する選挙権を有していたということである。この参事会で審議されていた改正法案では、100ドルの土地税を納入している者が選挙権をもつとされ、現行の規定より倍増されていた。ドイツ系住民の主張でも、50マルクとされ、おおよそのライヒスマルクとメキシコ・ドルの交換レートは1対2であったので、100ドルが想定されていた。総督府の海軍軍令部顧問ギュンター (Günther) は、この額の設定を次のように説明している。1906年の選挙では、有権者は、ヨーロッパ系住民93名と中国系住民53名であった。選挙権有資格者を100ドルの納税者とした場合には、ヨーロッパ系住民60名と中国系住民28名になり、割合としては大差ない。商社登録簿の有権団体は56社であり、ヨーロッパ系住民の有資格者60名は、その数とほぼ一致すると。しかし、参事会に出席したドイツ系住民代表は、設定

²⁰ 浅田 (2005a)、8頁および本論文の第2節 (1) を参照。

²¹ Amtliches Protokoll (11. März 1907), in *Amtsblatt*, 8:14 (1907), S. 73-74.

額は高すぎるので、50ドルに据え置くように主張し、総督もこれを了承した²²。

また、中国系住民に関して、ドイツ系住民が要求した秘密投票も議論の対象になった。選挙権をもつ中国系住民にいかん秘密投票を理解させるかが問題となった。住民代表の1人ゲッケは、中国系住民に対して知性の不足を想定して、同権を与えずに二等扱いすることはあってはならないと述べ、中華事務担当官シュラマイアーも、教養が問題なのではなく50ドルを納入したかどうか問題だと指摘した。トゥルッペルもダブル・スタンダードを採用するのではなく、中国系住民に選挙権を付与しないか、あるいは付与するのであれば、状況に応じて秘密投票の意図を教えていくことにし、方式を統一すべきと主張した。結局、中国系住民の有資格者が秘密投票の意図を理解するかどうかについては、なお不明とし、そもそも秘密投票自体、ドイツ系住民にとっても初めてのことであり、導入後にしばらく様子を見ることで結着をみた²³。

1907年3月14日に「総督府参事会に関する条令」が公布された。この条令について、『青島新報』の社説では、審議が非公開とされたこと、また議事録の公表も発言者の署名が必要とされたこと、また参事会に参加するドイツ系住民代表が4名になったのに対し、総督府官僚は6名とされたことに対して、「大きな失望」が表明された。総督府官僚は、総督府海軍幕僚長、民政事務担当官、中華事務担当官、総督府主計監、総督府医師の6名より構成され、ドイツ系住民代表は、従来の総督府直接任命者、商社代表、土地所有者代表に加えて、商業会議所の議長が新たに出席を認められることになった²⁴。参事会改革によって、ドイツ系住民が植民地行政への関与の拡大を目指した試みは、むしろ膠州湾租借地における支配秩序の構成原理を再確認することになった。それは、「団体」(Korporation)間の調整の原理であり、植民地行政が植民地政治に関与すべき特別の利益代表者を選別し、その審議への参加を認めるという

²² 同上、75 - 76 頁。

²³ 同上、79 - 80 頁。

²⁴ Der neue Gouvernementsrat, in *TNN*, 22. März 1907.

ものであった。この団体調整的 (korporativ) な論理によって、総督府は、ドイツ系住民側が念頭に置いていた参事会における官僚と市民の議席同数の要求を否定したのである。

しかし、支配秩序の観点からみれば、この総督府参事会改正をめぐる議論には、先述の通り、中国系住民の社会的位置づけに関わる興味深い言及が見られた。総督府は、中国系住民のうち、中華商務公局のメンバーを総督府参事会の非常任の構成メンバーとして組み入れることで、この団体調整的な支配秩序の原理を補完しようとしたのである。さらに土地所有者の代表選出に際しては、ヨーロッパ系・中国系という「人種」の論理ではなく、有産者かどうかという観点から選挙権を付与されていたが、その権利は確認・保持された。もちろん、中国系住民には被選挙権は与えられなかったが、被選挙権の有資格者はドイツ帝国籍民と規定されていたので、それは他のヨーロッパ系住民にとっても同じことであった。この参事会への中国系住民の議席付与をめぐる問題が、膠州湾租借地の支配秩序にとって次の焦点になった。

2. 埠頭行政再編問題と中国商人層の政治的権利の拡大

(1) 統治初期の中国系住民の位置づけ

膠州湾占領から義和団戦争の終結まで、膠州領総督府の中国系住民に対する処置は、治安維持を第一とするものであった。この間に中国系住民を管理するための中心的な二つの条令が発布されている。これについてはすでに旧稿で論じており、ここでは行論に必要な点のみ言及する。一つは1898年7月1日に公布され、翌年4月15日に改正された「華人の法環境に関する条令」であり、もう一つは1900年6月14日に都市部青島に居住する中国系住民を対象とした、いわゆる「華人条令」である。前者は、中国系住民の裁判手続き・処罰方式を規定するものであり、ヨーロッパ系住民と中国系住民の司法制度を区分けして、中国系住民には司法と行政の分離が適用されず、かつドイツ刑法ではすでに廃止されていた身体刑を含んでいた。後者の「華人条令」は、中国系住民

の日常生活を植民地行政の管理下に置くことを意図したものである。中華事務担当官の監督のもとに、区長・徴税人・董事（区長の下に置かれた監督官、土地所有者より区長の推薦で総督が任命）が置かれ、中国語の告示、宗教的な目的以外での集会、婚礼・葬儀以外での行列・花火・演劇はすべて認可制とされた。さらに夜間の外出規制も設けられていた（浅田 2005a：7）。

中国系住民の有力者を行政に取り込むという発想は、統治当初から存在していた²⁵。義和団戦争後の1902年に設立された中華商務公局はそれを具体化したものであった。しかし、総督府自体がその設立に積極的であった訳ではない。中華商務公局の設立にあたって、膠州領総督トゥルッペルは海軍省長官ティルピッツにその意図を説明している。そこでは、設立以前から租借地在住の中国商人層が中国系住民にのみ関わる案件について行政参加を要求していたことが指摘されており、トゥルッペルはどの程度の権限を付与するかを慎重に検討し、あくまで暫定的に設立するものであることを述べていた（Leutner 1997: 218-219）。

1902年4月15日付で公布された暫行設立中華商務公局章程のなかで、この中華商務公局に付与された権限・任務が規定されている²⁶。一つには租借地都市部の青島と大鮑島の中国系住民の住居登録、中国商人間の係争処理、中国系住民の相続などの係争処理などであった。これらの規定は、都市部青島に在住する中国系住民間の民事係争を資産・名望のある中国系商人層に委ねることを意味していた。もう一つは、中国系住民に関わる経済問題・福利厚生について総督府へ請願する権限である。次節で見ると、この請願権は、有力な中国商人層にとって自らの利益を植民地行政に反映させるための重要な権利となるのである。

²⁵ Denkschrift (1898/1899), in *SBVR*, Bd. 175, Berlin 1900, S. 2831.

²⁶ Verordnung betreffend die provisorische Errichtung eines chinesischen Komitees, in *Amtsblatt*, 3:18 (1902), S. 59-61.

(2) 埠頭行政の一元化問題

先述のように、1908年以降、帝国議会では膠州湾租借地への多額の国庫補助金の投入が批判されるようになっていた。そのために膠州領総督府は自己収入を増加させる必要があり、そこで埠頭行政の再編を通じて収入増が図られた。租借地経済の流通の中心である青島港は、大港と小港から成り立っており、それぞれ大港が汽船発着用、小港がジャンク船発着用として機能することが見込まれていた。しかし実際には、大港の埠頭が完成するまで、先行して操業を開始した小港に汽船・ジャンク船がともに発着しており、1904年3月に大港の第一埠頭の開業後も、多くの汽船・ジャンク船が小港を利用し続けた。その理由は、大港の埠頭使用料が小港よりも割高に設定されていたからである。総督府は、この大港の埠頭使用料に小港のそれを合わせることで、青島港の埠頭使用料を統一し、同時にそれによって大港が汽船発着用の港として本来の機能を果たすことを企図した。租借地財政の観点から見れば、総督府は、この再編によって埠頭使用料の収入増、ひいては総督府収入をも増加することを期待した²⁷。

1908年6月22日に総督府参事会が開催され、そこで総督トゥルッペルは、本国の議会で膠州湾租借地への国庫補助金が批判されていることを述べ、参事会のメンバーに総督府収入を増やす方法を提案するように要求した。住民代表は、土地税の増額にも港税・埠頭使用料の増額にも反対し、総督にそうした計画があるかどうかを問いただした。これに対して、トゥルッペルは、さしあたり港税に関してはそうした計画はないと返答しながらも、埠頭行政については改編の可能性を示唆していた²⁸。その後、7・8月の審議を経て、1908年9月1日付の布告によって既存の埠頭使用規則が廃止され、11月1日より新規規則

²⁷ Schrameier (1914: 150-151) によれば、1908/09年度に「埠頭・倉庫使用料」が追加され、その収入額は395,574マルクで、総督府歳入2,365,931マルクのうち、16.7%を占めた。

²⁸ Protokoll über die Gouvernementsratssitzung vom 22. Juni 1908, in *Amtsblatt*, 9:50 (1908), S. 381-386. とくに384頁を参照。

が発効することが公になった。そして9月2日に埠頭行政の一元化を目的とした新しい「埠頭・倉庫規則」が公布された²⁹。

しかし、この新規則に対しては、ドイツ商人層だけではなく、中国商人層も懸念を表明した。青島商業会議所より意見を求められた青島の中華商務公局は、総督に請願書を提出し、またその謄本を青島商業会議所に送付した。その謄本は『青島新報』紙上で公表された。そこでは、まず埠頭行政を一元化することは、かえって流通の遅滞をもたらしかねないので、特定の一社に埠頭業務を委託させることのないようにすること、次に、使用料の徴収は今までどおり、個々の商人からではなく船舶会社から徴収することが要求されていた³⁰。

さらに、9月20日には、中華商務公局を介して、膠州領総督府に宛てた中国商人連名の請願書が『青島新報』紙上に公表された³¹。そこでも、埠頭行政を従来通りのままとするように要求されており、その際に、以下の2点が懸念されていた。

- (1) 一部局が埠頭行政を統轄し、行政の一元化が計られることになっているが、使用料の徴収がどのような形態になるのかが不明であり、その徴収を一社が独占的に認可されることになった場合には、流通に困難をきたすことになる。
- (2) 新規則では、1トンあたり50ドルの使用料に統一されることになっているが、品目別に使用料の徴収の単位を重さにするか大きさにしなければ、青島商人層に不利をきたしかねない。

上記の中国商人層の請願に見られるように、租借地財政の収入増と結びつけた総督府の埠頭行政改革案は、自らの利益に直結する問題として受け止められ

²⁹ Bekanntmachung. Kajen- und Lagerhausordnung, in *Amtsblatt*, 9:38 (1908), S. 281-285.

³⁰ Kajen- und Lagerhausordnung, in *TNN*, 19. September 1908.

³¹ Kajen- und Lagerhausordnung, in *TNN*, 20. September 1908.

た。中国商人層にとって、そのような問題に対して自らの利益を代弁する制度的枠組みは、請願および新聞を通じた租借地社会の世論喚起という方法しか存在しなかった³²。こうした形での政治への関与では、自らの利益に沿った政策が実現されないことを認識したとき、彼らは実力行使に出るのである。

(3) 中国商人層のボイコット運動と総督府参事会の再編

1908年10月13日付で、埠頭使用料の規定が公布された。そこでは、中国商人層の請願にあったとおり、品目ごとに使用料が規定されることになり、当初に懸念された統一的な料金の導入は回避された³³。しかし、11月1日に新しい埠頭・倉庫規則が発効すると、租借地在住の中国商人層は、ボイコット運動を展開した。その内容は、ドイツ船舶会社ハンブルク＝アメリカ汽船会社への貨物の配送拒否、あるいは上海在住の山東商人団体による青島港迂回の決議である³⁴。

なぜ中国商人層はボイコット運動を行ったのか。その理由は、請願のなかで懸念されたように、膠州領総督府が、新たに設置された埠頭局の業務を、暫定的な措置として広東の Wingkee 社に委託したからであった。そして、この事態を收拾するために、11月17日に青島商業会議所の代表としてシュミット (Carl Schmidt) が総督トゥルツェルとの会談を行った。彼は、中国商人層が要望するとおり、Wingkee 一社への委託契約を解除し、複数のヨーロッパ系船舶会社に業務を委託することを要求した³⁵。さらに、11月25日に青島商業

³² 総督府の政策に対して請願を通じて、租借地在住の中国商人層が自らの利益を主張した先例として、自由港制度の改廃問題がある。これについては、浅田 (2005b) を参照。

³³ Gebührenordnung, in *Amtsblatt*, 9:43 (1908), S. 317-334.

³⁴ ハンブルク・アメリカ汽船会社への物資の配送拒否については、Verhandlungen der Handelskammer mit Seiner Exzellenz dem Gouverneur über die Kajenordnung, in *Amtsblatt*, 9: 50 (1908), S. 386-389. 上海の山東商人団体の決議については、Lokales, in *TNN*, 8. 11. 1908.

³⁵ Verhandlungen der Handelskammer mit Seiner Exzellenz dem Gouverneur über die Kajenordnung, in *Amtsblatt*, 9:50 (1908), S. 386-389.

会議所は、総督との会談のときと同様に、埠頭業務を Wingkee 一社へ委託するのではなく、複数の利益代表に委託するように決議を行った。結局、総督もこの提案を受け入れざるを得なかった³⁶。この合意によって、中国商人層によるボイコット運動も収束し、ふたたび物資が集配されるようになった³⁷。

このボイコット運動は、膠州領総督府に租借地経済における中国商人層の役割の大きさを再認識させることになったと思われる。先述したように、すでに1907年3月11日の参事会の審議のなかで、総督トゥルッペルは、現在の租借地社会のなかで中国商人層の重要性を認識して、参事会に中華商務公局の代表を加えることを提言していた。しかし、それが具体化されることがないままに、1908年の埠頭行政再編問題で中国商人層のボイコット運動を招いたことは、租借地社会の「自治」を体現する機関である総督府参事会の構成そのものの再検討を迫ることになった。1909年3月15日付で海軍省長官ティルピッツに宛てたトゥルッペルの報告書のなかでは、現地の中国商人層の国民意識が高まっており、彼らが山東地方行政との協力関係の強化を望んでいると述べ、そうした傾向を警戒していた³⁸。このような認識を持ちながらも、あるいはこうした認識を持っていたからこそ、膠州領総督府は租借地経済にとって不可欠な存在であった中国商人層に対して、その人々の行政参加の権限を拡大する政策を採用せざるを得なかったのである。

1910年8月18日付の布告により、中華商務公局は解散することになり、その役割は新たな代表機関が担うことになった。一つは、その前日の布告で認可された青島華商商務總會と名付けられた中国商人の商業会議所である。これは中国商人間の民事上の係争を処理する業務を担ったが、同時に中国系商人層が欧米商人の商業会議所と同等の地位をもつ団体の設置が総督府によって公認

³⁶ Lokales, in *TNN*, 28. November 1908.

³⁷ Lokales, in *TNN*, 2. Dezember 1908.

³⁸ Truppel an Tirpitz, Zur Neugung der Chinesen des Schutzgebiets, 15. 3. 1909, in *BA/MA*, RM 3/6761, Bl. 227-228.

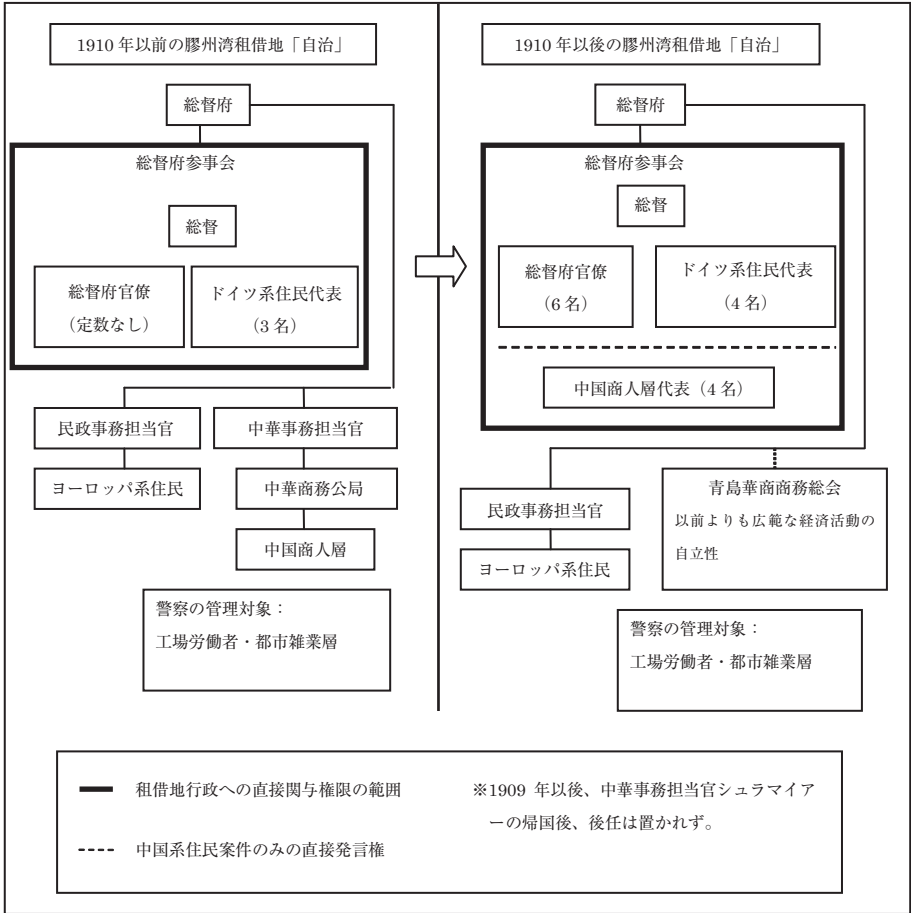
されたことを意味した³⁹。もう一つは、同日公布された公挙参議督署董事章程によって規定された4人の中国系住民代表(董事)である。この4人の選出・任命方式は、山東省・直隸省出身商人の同郷組合である齊燕会館より2人、上海・寧波出身商人の同郷組合である三江会館および広東商人の同郷組合である広東会館より各1人が推薦され、総督によって任命されることになっていた。これらの代表は、総督府参事会に出席し、中国系住民に関わる問題への発言が認められた⁴⁰。この規定以前には、総督府参事会に議席をもつことのできる住民代表はドイツ帝国籍民に限られており、中国系住民には一定以上の土地所有者が土地所有者の代表を選出する際に選挙を行う権利を有していたにすぎなかった(Mühlhahn 2000: 210)。この制度改編によって、ドイツ系住民と同数の議席にあたる4人の代表が総督府参事会において直接自らの利益のために発言する権限を持つことになったのである。

中国商人層の代表が総督府参事会に直接参加できるようになったことは、租借地行政のあり方にどのような意味を持ったのか。この制度改編を図で表わしたものが図1である。制度改編以前には、中国系住民への行政は、中華事務担当官シュラマイアーの監督のもと、有力な中国商人層によって構成される中華商務公局が担っていた。これが制度改編によって、中国系住民に関わる案件についての発言権という限定がついたものの、租借地の「自治」を体現する総督府参事会に、中国商人層の代表が議席を有することになった。そして、シュラマイアーの帰任後は、中華事務担当官は置かれず、中国商人層には青島華商商務總會の結成が公認された。このことは、中国商人層の経済活動の自立性が制度的にもより大きくなったことを意味していよう。

³⁹ 久保亨(2006: 63)は、この青島華商商務總會の設立が当時中国各地で設立された類似の経済団体のなかでも上海に並んで早い時期にあたることを指摘している。

⁴⁰ Satzungen für die Chinesische Handelskammer in Tsingtau. Vom 17. August 1910, in *Amtsblatt*, 11:33 (1910), S. 213-222; Verordnung betreffend Auflösung des chinesischen Komitees. Vom 18. August 1910, in *Amtsblatt*, 11:34 (1910), S. 227; Bekanntmachung betreffend Ernennung chinesischer Vertrauensleute, in *Amtsblatt*, 11:34 (1910), S. 228.

図1 膠州湾租借地の「自治」



出典：著者作成。

実際には、この青島華商商務總會が公認される以前より、中国商人層は、商業会議所の類の団体を結成し、膠州領総督府に対して比較的自立した活動を展開していた⁴¹。例えば1910年1月15日付の『青島新報』の記事によれば、同団体が中心になって、清朝国家の負債軽減のための釀金活動と呼ばれていた

た⁴²。また、1910年6月には南京で開催される物産展に山東東部の生産物を出品する決定を行っている⁴³。

これらの経緯から租借地在住の中国商人層が租借地外での政治・経済活動の自立性を高めていったことがうかがえよう。膠州領総督府は、この傾向が中国における国民意識の高まりと密接に関わるものと認識しながらも、もはや抑圧的な政策を行うことはできなかった。ここにたって、膠州領総督府が構想した支配秩序は、中国系住民の国民意識の高揚と対立しないような論理であるかどうか問われることになったのである。

結語

中国商人層の代表を参加させることで収束した総督府参事会の再編問題は、もちろん従来の総督を頂点に置いた団体調整的な支配秩序を逸脱したものでなかった。総督府参事会への選出方式は、中国商人層の既存の同郷組合を基盤としており、その発言権も自己の利益に関係する案件に限定された。この方式は植民地支配と現地エリート層との「協同」のあり方を示すものと言えよう。この意味で、中国商人層が行ったボイコット運動時に、『青島新報』に掲載された記事のなかに、「われわれの中国人協同市民 (unsere chinesische Mitbürger)」という表現が現れたことは興味深い⁴⁴。

しかし、この支配秩序のもとでの政治からは、膠州湾租借地の住民を構成する大多数の工場労働者・港湾労働者・都市雑業層、さらに女性は全く排除され

⁴¹ 1908年のボイコット運動のときにも、9月20日付に『青島新報』に掲載された請願書にはすでに中国商人層の商会を意味する「die chinesische Handelskammer」(中国商業会議所)の名称が使われていた。この団体が中華商務公局 (das Chinesen-Komitee)とは異なる団体であることは、同日付の『青島新報』に掲載された請願よりわかるが、しかし両者の団体の関係については不明である。以下を参照。Kajen- und Lagerhausordnung, in *TNN*, 20. September 1908.

⁴² Lokales, in *TNN*, 15. Januar 1910; Lokales, in *TNN*, 22. Januar 1910.

⁴³ Lokales, in *TNN*, 19. Juni 1910.

⁴⁴ Selbsterhaltung, Selbstverwaltung!, in *TNN*, 1. Mai 1908.

ていた。1910年の統計では、青島都市部には3万4180人が在住していたと記録されている。この1910年には、青島には単純労働者1万600人、工場労働者5000～6950人がいたと推計されている。これに10歳以上の中国系女性が3804人、10歳未満の子ども2249人、さらに未詳だが家事奉公人・人力車夫の存在がいた⁴⁵。こうした人々には、この団体調整的な政治システムにおいては、政治参加のルートが存在しなかった。

植民地支配側は、租借地経済における中国商人層の影響力の増大を配慮し、団体調整の論理でもって植民地行政システムに組み込んだ。この個々の団体間の利益を調整するコーポラティズムは、統一的な住民選挙による政治システムではない形での政治要求を反映させるシステムである⁴⁶。しかし、その論理は、植民地支配下にあった膠州湾租借地では、住民の多数派を排除する論理ともなった。既存の植民地体制に対して、中国商人層はボイコット運動を通じて、自己の利益を政治的な場で発言する権利を認めさせた。当時においては実現不可能であったであろうが、同様の過程を通じて政治的発言権を獲得することは、自己組織化が進めば工場労働者のような社会層の場合にも考えられるだろう。しかし、その自己組織化と政治参加の過程は、同時に新たな排除を生み出す過程ともなりうる。

⁴⁵ Bevölkerung im Schutzgebiete, in *TNN*, 3. August 1913. また、Huang (1999: 119, 124, 134) も参照。

⁴⁶ 1879年の保護関税導入への政策転換以降、ドイツ本国ではカルテル形成が進み、1890年代から開始した好況期においてもその傾向は進んだ。この現象はこれまで「組織資本主義」の概念で分析されていたが、ハンス＝ウルリヒ・ヴェーラーは、近年、「組織資本主義」論への批判を受け入れ、それに代わる分析概念として「コーポラティズム」を提起している。ここでは、比較的高度な水準の資本主義的發展を前提とした社会における企業・利益団体・労働組合・国家機関の間での合意形成が分析の中心になっており、経済史的観点から政治のあり方を分析する見方を切り開くものである。彼は、コーポラティズムが権威主義的な国家にも自由主義的・民主主義的な国家にも定着しようと指摘している (Wehler 1995: 663-665)。さらに、ドイツ帝国の経済社会が「ポスト自由主義」的なコーポラティズムをはぐくむ「温室」となったという視点で、ヴェルナー・アーベルスハウザーはドイツ経済史を再検討している (Abelshauser 2003)。本稿で分析した総督府参事会の議論は、まさにこの論点を通じて本国と植民地を結びつけるものであろう。

先行研究では、膠州湾租借地における政治のあり方は、主として人種主義の視点から論じられてきた。しかし、総督府参事会改革の経緯にみたように、大多数の中国系住民の行政参加を否定した論理は、むしろ植民地支配下における団体調整の論理から派生したものである。むろん、膠州湾租借地の日常生活を規定した中心的なイデオロギーは、先行研究に明らかなように人種の論理であった。しかし、現地エリート層を支配体制に編入し、植民地支配を存続させたのは、膠州湾租借地においては、むしろこの帝政期ドイツのコーポラティズムの論理であったと言えよう。

[史料略記一覧]

Amtliches Protokoll = Amtliches Protokoll über die Gouvernementsratsitzung

Amtsblatt = *Amtsblatt für das Schutzgebiet Kiautschou*, hrsg. v. Kaiserlichen

Gouvernement Kiautschou, Tsingtau: Missonsdruckerei, 1900-1914

BArch, R 9208 = Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde, Bestand Deutsche Botschaft in China

BA/MA, RM 3 = Bundesarchiv/Militärarchiv Freiburg, Bestand Reichsmarine/ Reichsmarineamt, Allgemeines Marinedepartement

Denkschrift = Denkschrift betreffend die Entwicklung des Kiautschou-Gebiets

SBVR = *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags*

TNN = *Tsingtauer Neueste Nachrichten*, Tsingtau: A. Haupt, 1904-1914

[参考文献]

Abelshauer, Werner (2003) *Kulturkampf. Der deutsche Weg in die Neue Wirtschaft und die amerikanische Herausforderung*, Berlin: Kulturverlag Kadmos

Arendt, Hannah (2001) *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft. Antisemitismus, Imperialismus, totale Herrschaft*, 8. Aufl., München: Piper [大島道義・大島かおり共訳 (1981) 『全体主義の起原』みすず書房、新装版]

Hausen, Karin (1970) *Deutsche Kolonialherrschaft in Afrika. Wirtschaftsinteressen und Kolonialverwaltung in Kamerun vor 1914*, Freiburg: Atlantis

- Huang, Fu-teh (1999) *Qingdao. Chinesen unter deutscher Herrschaft 1897-1914*, Bochum: Projekt-Verlag
- Klein, Thoralf (2004) Rasse - Kultur - soziale Stellung: Konzeptionen des "Eingeborenen" und koloniale Segregation in Kiautschou, in Frank Becker (Hrsg.) *Rassenmischehen - Mischlinge - Rassentrennung. Zur Politik der Rasse im deutschen Kolonialreich*, Stuttgart: Steiner
- Leutner, Mechthild/Klaus Mühlhahn (1994) Die "Musterkolonie". Die Perzeption des Schutzgebietes Jiaozhou in Deutschland, in Kuo Heng-yü/Mechthild Leutner (Hrsg.) *Deutschland und China. Beiträge des Zweiten Internationalen Symposiums zur Geschichte der deutsch-chinesischen Beziehungen*, Berlin 1991, München: Miverva
- Leutner, Mechthild (Hrsg.)/Klaus Mühlhahn (Bearb.)(1997) "*Musterkolonie Kiautschou*". *Die Expansion des Deutschen Reiches in China. Deutsch-chinesische Beziehungen 1897 bis 1914. Eine Quellensammlung*, Berlin: Akademie Verlag
- Menge, August (1907) Kiautschou, *Preußische Jahrbücher*, 11: 278-299
- Mühlhahn, Klaus (2000) *Herrschaft und Widerstand in der "Musterkolonie" Kiautschou*, München: Oldenbourg
- Reinhard, Wolfgang (1978) "Sozialimperialismus" oder "Entkolonialisierung der Historie"? Kolonialkrise und "Hottentottenwahlen" 1904-1907, *Historisches Jahrbuch*, 97/98: 384-417
- Schrameier, Wilhelm (1914), *Aus Kiautschous Verwaltung. Die Land-, Steuer- und Zollpolitik des Kiautschougebietes*, Jena: Fischer
- Schrecker, John E. (1971) *Imperialism and Chinese Nationalism. Germany in Shantung*, Cambridge, Mass.: Cambridge University Press
- Schulte-Althoff, Franz-Josef (1982) Koloniale Krise und Reformprojekte. Zur Diskussion über eine Kurskorrektur in der deutschen Kolonialpolitik nach der Jahrhundertwende, in: Heinz Dollinger/Horst Gründer/Alwin Hanschmidt (Hrsg.) *Weltpolitik, Europagedanke, Regionalismus. Festschrift für Heinz Gollwitzer zum 65. Geburtstag am 30. Januar 1982*, Münster: Aschendorff
- Wehler, Hans-Ulrich, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte. Von der "Deutschen Doppelrevolution" bis zum Beginn des Ersten Weltkrieges 1849-1914*, Bd. 3,

München: Beck

- 浅田進史 (2005a) 「膠州湾租借地における『中国人』(1897-1914) ——ドイツ植民地法と植民地政策の関連から」『歴史学研究』797: 1-17、64
- (2005b) 「植民地支配と自由貿易——ドイツ統治下の膠州湾租借地における自由港制度とその改廃 (1897 - 1905)」歴史学研究会編『帝国への新たな視座——歴史研究の地平から』青木書店
- (2006) 「膠州湾租借地におけるドイツ植民地政策と近代化 (1897-1914) ——膠州領総督府の経済政策を中心に」本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914-22年』東洋文庫
- (2008) 「膠州湾租借条約の成立」工藤章・田嶋信雄編『日独関係史 1890-1945 I 総説／東アジアにおける邂逅』東京大学出版会
- 王守中 (1988) 『德国侵略山東史』人民出版社
- 久保亨 (2006) 「近代山東経済とドイツ及び日本」本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914-22年』東洋文庫
- 永原陽子 (1981) 「ドイツ帝国主義と植民地支配——『デルンブルク時代』の植民地政策」『歴史学研究』496: 19-35
- (2005) 「『人種戦争』と『人種の純粋性』をめぐる攻防——20世紀初頭の西南アフリカ」歴史学研究会編『帝国への新たな視座——歴史研究の地平から』青木書店
- 礮玉璽 (2003) 「ドイツ・日本の進出と青島の工業化——1897～1945年を中心に」『経済学論究 (関西学院大学)』56 (4): 99-134

(あさだ・しんじ)

(2008年9月17日受理)